

## 〈お知らせ〉平成27年4月1日から、国民健康保険税の課税限度額が変わります！

### ■課税限度額（現行）

基準課税額：**51万円**  
後期高齢者支援金等課税額：**16万円**  
介護納付金課税額：**14万円**

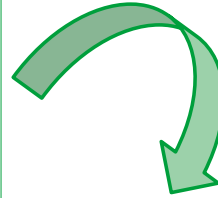


### ■課税限度額（改正後）

基準課税額：**52万円**  
後期高齢者支援金等課税額：**17万円**  
介護納付金課税額：**16万円**

### ■軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
5割軽減基準額  
＝基礎控除額（33万円）＋**24.5万円**×（被保険者数＊）  
2割軽減基準額  
＝基礎控除額（33万円）＋**45万円**×（被保険者数＊）



### ■軽減判定所得（改正後）

5割軽減基準額  
＝基礎控除額（33万円）＋**26万円**×（被保険者数＊）  
2割軽減基準額  
＝基礎控除額（33万円）＋**47万円**×（被保険者数＊）

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

**国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

【お問合せ】住民福祉課 担当：品田

## 住民福祉課から

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

### 国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

#### ●第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

#### ●第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

#### ●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

### 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヵ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）  
住民福祉課 担当：宮澤